

「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」について

令和8年2月  
財務省

**1. 法律案の概要**

本法律案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、経済・財政一体改革を推進しつつ、令和8年度から令和12年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものである。

具体的には、令和8年度から令和12年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、当該各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができることとするとともに、経済・財政一体改革を推進する中で、行財政改革を徹底するものとする。

**2. 施行日**

令和8年4月1日